

自己資本の充実の状況等について

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号二の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年3月23日金融庁告示第17号)で規定されている、第3の柱(市場規律)として、単体における事業年度に係る開示事項について開示しています。

(1)自己資本の構成に関する事項

当組合の自己資本については、主に地域のお客様による普通出資金並びに優先出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されています。

(金額単位：百万円)

項目	第73期 令和5年度	第74期 令和6年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	10,374	10,503
うち、出資金及び資本剰余金の額	8,718	8,721
うち、利益剰余金の額	1,786	1,931
うち、外部流出予定額(△)	130	150
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	108	117
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	108	117
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	10,482	10,620
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージサービシングライツに係るものを除く。)の額の合計額	1	1
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージサービシングライツに係るもの以外の額	1	1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージサービシングライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージサービシングライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1	1
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	10,480	10,619
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	79,349	82,465
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	3,067	2,982
信用リスク・アセット調整額	—	—
資本フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	82,416	85,448
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	12.71%	12.42%

(注)1. 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律」第六條第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

(2)自己資本の充実度に関する事項

当組合の自己資本の充実度は、自己資本比率の算出結果により評価を行っています。当組合の自己資本比率は、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性安全性を十分保っています。将来の自己資本の充実策については、毎年度の収益計画の実践による着実な利益金の積立を行い、内部留保の充実に努めてまいります。

(金額単位：百万円)

	第73期 令和5年度		第74期 令和6年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ、信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	79,349	3,173	82,465	3,298
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	79,349	3,173	82,465	3,298
(i) ソブリン向け	40	1	40	1
(ii) 金融機関向け	8,711	348	8,917	356
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	1,250	50
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け	25,463	1,018	19,406	776
(v) 中小企業等・個人向け	20,234	809	—	—
(vi) 中堅中小企業等・個人向け	—	—	7,157	286
トランザクター向け	—	—	101	4
(vii) 抵当権付住宅ローン	3,010	120	—	—
(viii) 不動産取得等事業向け	13,912	556	—	—
(ix) 不動産関連向け	—	—	37,720	1,508
自己居住用不動産等向け	—	—	13,581	543
賃貸用不動産向け	—	—	13,224	528
事業用不動産関連向け	—	—	10,914	436
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
(x) 劣後債権及びその他資本制証券等	—	—	100	4
(xi) 三月以上延滞等	64	2	—	—
(xii) 延滞等向け	—	—	2,778	111
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	389	15
(xiv) 信用保証協会等保証付	1,735	69	1,498	59
(xv) 出資等	24	0	—	—
出資等のエクスポージャー	24	0	—	—
重要な出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
(xvi) 株式等	—	—	24	0
(xvii) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xviii) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,000	120	2,000	80
(xix) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	631	25	631	25
(xx) その他	2,519	100	1,800	72
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マニフェスト方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVA/リスク相当額を十パーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ、オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	3,067	122	2,982	119
BI	—	—	1,988	—
BIC	—	—	238	—
ハ、単体総所要自己資本額(イ+ロ)	82,416	3,296	85,448	3,417

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. [エクスポージャー]とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. [ソブリン]とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行等のことです。
 4. [三月以上延滞等]とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び[ソブリン向け]、[金融機関向け]及び[第一種金融商品取引業者向け]、[法人等向け]においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. [延滞等]とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」に該当すること②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 6. [その他]とは、(i)-(ix)に区分されないエクスポージャーです。具体的には(v)に該当しない個人向け貸出金、有形固定資産等が含まれます。
 7. 当組合は、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。
 9. 当組合は、標準的計測手法かつLMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
 10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%
- (オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

(3)信用リスクに関する事項

1.リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないしは消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであると認識し、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則って厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

当組合では、信用リスク管理のために与信ポートフォリオ管理として、特定業種への偏重を回避するため各業種の与信枠を定めています。また、大口先への与信集中によるリスク抑制のため、大口与信先にはクレジットラインを定めて管理をしています。また、債務者区分別にリスクに応じた金利の設定など、さまざまなリスク管理を行っています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準書」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出された貸倒実績率から予想損失率を計算して算定しています。

算定結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

2.標準的手法が適用されるポートフォリオについて

(1)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
有価証券についてのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しています。なお、貸出金については、適格格付機関は使用していませんが、金融機関貸付金については、有価証券と同様に以下の4つの機関を採用しています。

- ・(株) 格付投資情報センター (R&I)
- ・(株) 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス社 (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング社

(2)エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

有価証券についてエクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。なお、金融機関貸付金についても同様です。

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (業種別及び残存期間別)

(金額単位：百万円)

業種区分 期間区分 地域別区分	信用リスクエクスポージャー期末残高											
	エクスポージャー区分				債券				デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	延滞等エクスポージャー
	令和5年度	令和6年度	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	令和5年度	令和6年度	国内債券	外国債券	国内債券	外国債券	令和5年度	令和6年度	
製造業	14,903	14,332	10,903	10,932	3,999	—	3,399	—	—	—	9	960
農業、林業	276	269	276	269	—	—	—	—	—	—	—	137
漁業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	979	998	979	998	—	—	—	—	—	—	—	114
建設業	12,424	12,250	12,024	11,950	400	—	300	—	—	—	10	431
電気・ガス・熱供給・水道業	557	509	357	309	200	—	200	—	—	—	—	—
情報通信業	261	102	159	100	100	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	4,418	4,377	4,018	3,977	400	—	400	—	—	—	—	41
卸売業、小売業	6,621	6,498	6,221	6,298	400	—	200	—	—	—	22	1,002
金融業、保険業	47,189	43,124	5,322	5,339	3,165	200	1,799	200	—	—	—	—
不動産業	24,103	26,617	21,098	23,813	3,001	—	2,800	—	—	—	40	401
物品賃貸業	299	113	299	113	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3,457	1,261	3,457	1,261	—	—	—	—	—	—	4	47
宿泊業	1,131	1,026	1,131	1,026	—	—	—	—	—	—	—	124
飲食業	1,898	1,736	1,898	1,736	—	—	—	—	—	—	1	101
生活関連サービス業、娯楽業	571	2,326	562	2,318	—	—	—	—	—	—	—	115
教育、学習支援業	22	18	22	18	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	1,008	892	1,008	892	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	4,326	5,540	4,325	5,538	—	—	—	—	—	—	—	178
その他の産業	575	575	575	575	—	—	—	—	—	—	—	0
国・地方公共団体等	7,837	7,632	4,748	4,146	3,089	—	3,485	—	—	—	—	—
個人	21,899	24,728	21,899	24,728	—	—	—	—	—	—	8	430
その他	3,453	3,489	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	158,218	158,424	101,292	106,348	14,756	200	12,585	200	—	—	98	4,086
1年以下	45,441	41,554	15,255	15,931	2,666	—	3,300	—	—	—	—	—
1年超3年以下	12,953	17,166	6,619	7,341	5,301	—	3,200	—	—	—	—	—
3年超5年以下	20,467	17,112	10,867	11,117	2,399	—	2,799	200	—	—	—	—
5年超7年以下	16,661	12,017	14,861	12,017	1,600	200	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	9,750	14,152	8,661	12,066	1,089	—	2,086	—	—	—	—	—
10年超	46,433	46,830	44,733	45,630	1,699	—	1,199	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	2,417	5,462	290	2,241	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	4,092	4,127	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	158,218	158,424	101,292	106,348	14,756	200	12,585	200	—	—	—	—

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高その他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、現金、個別に残存期間を把握できない代理貸付債権に係る債務保証見返等が含まれます。
 5. CVARリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況等について

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(金額単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	147	108	—	147	108
	令和6年度	108	117	—	108	117
個別貸倒引当金	令和5年度	1,343	1,323	10	1,333	1,323
	令和6年度	1,323	1,433	43	1,311	1,401
合計	令和5年度	1,490	1,431	10	1,480	1,431
	令和6年度	1,431	1,550	43	1,420	1,519

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(金額単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	148	155	155	225	1	—	146	155	155	225	9	—
農業、林業	68	68	68	68	—	—	68	68	68	68	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	92	99	99	110	4	5	88	94	99	110	17	15
電気・ガス・熱供給・水道業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	4	3	3	3	—	—	4	3	3	3	1	—
卸売業、小売業	753	739	739	738	3	5	750	733	739	738	13	10
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	76	72	72	78	—	—	76	72	72	78	0	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	31	28	28	29	0	—	30	28	28	29	1	—
生活関連サービス業、娯楽業	5	5	5	4	—	—	5	5	5	4	6	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	99	94	94	91	—	0	99	93	94	91	2	5
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	56	49	49	46	—	—	56	49	49	46	—	—
合計	1,338	1,317	1,317	1,396	10	11	1,327	1,306	1,317	1,396	52	31

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。
 3. 貸出金償却は個別貸倒引当金に繰り入れて目的使用しているため、損益計算書上には記載しておりません。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(金額単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	1,687	—	1,687	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,732	—	6,732	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	600	—	600	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	200	—	200	—	20	10%
地方三公社向け	100	—	100	—	20	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	40,529	—	40,529	—	8,915	22%
└ 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,502	—	4,502	—	1,250	28%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	26,639	2,319	26,361	703	19,406	72%
└ 特定貸付債権向け	1,022	—	1,022	—	827	81%
中堅中小企業等向け及び個人向け	9,169	17,492	8,747	775	7,157	75%
└ トランザクター向け	—	4,268	—	226	101	45%
不動産関連向け	47,148	—	46,540	—	37,720	81%
└ 自己居住用不動産等向け	23,702	—	23,538	—	13,581	58%
└ 賃貸用不動産向け	12,778	—	12,713	—	13,224	104%
└ 事業用不動産関連向け	10,666	—	10,287	—	10,914	106%
└ その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
└ ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	100	—	100	—	100	100%
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	2,471	32	2,381	9	2,778	116%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	392	—	392	—	389	99%
取立未済手形	11	—	11	—	2	20%
信用保証協会等による保証付	15,141	29	15,105	29	1,498	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	24	—	24	—	24	100%
合 計					78,033	

(注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

4. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

自己資本の充実の状況等について

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(金額単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	
	令和6年度																
現金	1,687	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,732	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	33,438	—	6,091	—	—	—	1,000	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	1,001	—	3,501	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	4,099	—	—	—	—	—	—	—	—	4,100	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	226	117	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	226	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	2	—	—	—	—	—	10,177	—	—	—	—	—	—	—	1,293	—
自己居住用不動産等向け	—	2	—	—	—	—	—	10,177	—	—	—	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,293	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	521	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	152	14,983	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	9,171	15,185	—	37,649	—	6,091	—	10,177	—	1,000	—	226	4,743	—	1,293	—	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

(金額単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															合計	
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他		
	令和6年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,687
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,732
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	600
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40,529
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,502
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	973	14,220	-	-	3,671	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27,065
特定貸付債権向け	-	-	973	-	-	-	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,022
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	8,733	-	-	-	-	445	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,522
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	226
不動産関連向け	555	13,358	-	-	1,287	-	-	10,401	8,250	-	-	1,211	-	-	-	-	46,540
自己居住用不動産等向け	-	13,358	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,538
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	10,401	-	-	-	1,017	-	-	-	-	12,713
事業用不動産関連向け	555	-	-	-	1,287	-	-	-	8,250	-	-	193	-	-	-	-	10,287
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	572	-	-	-	-	1,296	-	-	-	-	2,390
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	387	-	-	-	-	-	-	-	-	-	392
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,135
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	-	-	-	24
合計	555	22,092	973	14,220	1,287	-	5,076	10,401	8,250	-	-	2,608	24	-	-	-	151,031

自己資本の充実の状況等について

ハ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(金額単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付有り	格付無し
0%	—	9,414
10%	—	17,941
20%	2,199	38,254
35%	—	8,661
50%	5,567	91
75%	—	28,380
100%	200	41,095
150%	—	9
250%	—	1,200
350%	—	—
その他	—	—
自己資本控除	—	1
合 計	7,966	145,050

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(金額単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	78,370	29	100.000	78,276
40%～70%	7,618	4,283	10.110	7,819
75%	22,025	13,075	12.628	22,092
80%	973	—	—	973
85%	13,735	1,819	35.963	14,220
90%～100%	6,535	649	10.116	6,364
105%～130%	18,996	—	—	18,652
150%	2,665	17	38.785	2,608
250%	24	—	—	24
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	150,947	19,874	14.293	151,031

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。
 3. 「CCFの加重平均値 (%)」は、小数点第4位以下を切り捨てて表示しております。

(4)信用リスク削減手法に関する管理の方針及び手続きの概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などによる損失を軽減するために、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。しかしながら、担保や保証による保全措置はあくまで補完的なものであり、担保や保証に過度に依存しない融資姿勢に徹しています。ただし、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度からの与信審査の結果、保全措置が必要と判断した場合は、お客様に十分な説明とご理解を得たうえで契約するよう適切な取扱いに努めています。

当組合が取扱う担保には、当組合の預金積金、有価証券、不

動産等があります。保証には、信用保証協会保証、民間保証会社保証、人的保証等があります。その手続きについては当組合が定める「事務取扱要綱」等により、適正な事務取扱いを行っています。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、当組合が定める「営業店業務規程」や各種約定書等に基づき適正な取扱いを行っています。

当組合では、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(金額単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		417	2,756	—	—	—	—
① ソブリン向け		—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け		—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		—	—	—	—	—	—
③ カバード・ボンド		—	—	—	—	—	—
④ 法人等向け		—	110	—	—	—	—
⑤ 中小企業等・個人向け		387	—	—	—	—	—
⑥ 中堅中小企業・個人向け		—	1,912	—	—	—	—
⑦ 抵当権付住宅ローン		10	—	—	—	—	—
⑧ 不動産取得等事業向け		1	—	—	—	—	—
⑨ 不動産関連向け		—	608	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け		—	164	—	—	—	—
賃貸用不動産向け		—	65	—	—	—	—
事業用不動産関連向け		—	378	—	—	—	—
その他不動産関連向け		—	—	—	—	—	—
ADC向け		—	—	—	—	—	—
⑩ 劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—
⑪ 三月以上延滞等		—	—	—	—	—	—
⑫ 延滞等向け		—	89	—	—	—	—
⑬ 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	—	—	—	—	—
⑭ 信用保証協会等保証付		—	36	—	—	—	—
⑮ 出資等		—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
⑯ 株式等		—	—	—	—	—	—
⑰ その他		18	—	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3. 「その他」とは、①～⑯に区分されないエクスポージャーです。具体的には、⑤に該当しない個人向け貸出金等が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

保有している債券には派生商品取引を行っているものもありますが、直接的には派生商品取引は行っていません。

また、長期決済期間取引については該当ありません。

(金額単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差引いた額	—	—

(金額単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1) 派生商品取引合計	—	—	—	—
(i) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
2) 長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

※担保による信用リスク削減手法を適用した取引は該当ありません。
 ※与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ取引は該当ありません。
 ※信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ取引は該当ありません。

自己資本の充実の状況等について

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、証券化エクスポージャーは投資家としてのみ保有することとしており、オリジネーターとして保有するものではありません。当資産についてのリスクの認識については、毎月末時点の時価把握を行うとともに、決算報告、格付機関の格付、各種メディア等の情報に注意を払い管理することとしています。

※令和7年3月末現在では保有していません。

証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

投資家としてのみ保有することとしており、債券として、適格格付機関の格付によりリスク・ウェイトを求め、信用リスク・アセットの額を算出することとしています。

証券化取引に関する会計方針

債券と同様な会計処理を行います。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・(株)格付投資情報センター(R&I)
- ・(株)日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス社(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング社

(7) 出資その他これに類するエクスポージャー(「出資等」といいます。)又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

時価のあるものについては、投資限度額を定め、毎営業日、時価を管理し、ロスカット協議ライン・売却ラインに抵触していないかを管理しています。また、市場リスクをVaR(バリュー・アット・リスク:統

計に基づく市場リスク量の把握方法)に基づいて求め、日々の状況を把握しています。

貸借対照表計上額及び時価

(金額単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	35	26	35	26
合 計	35	26	35	26

(注) 1. 非上場株式のうち一部を除く株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難とみられることから時価開示の対象とはしていません。
2. 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(金額単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー(いわゆるファンド)にかかる売買損益は含まれていません。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(金額単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
評価損益	11	11

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(金額単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
評価損益	—	—

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

(8) オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、規制・制度変更などに伴うリスク等の各リスクを含む幅広いリスクと捉え、リスク管理統括規程・リスク管理の基本方針等を定め、各リスク管理の状況等については、常勤理事会等にて随時、協議検討を行うとともに、

必要に応じて理事会等経営陣に報告する態勢を整備し、リスク管理の向上に努めています。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
基礎的手法による計測を採用しています。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マニフェスト方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(10) 金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対して影響する損失可能性のことです。当組合は、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測を定期的にし、また、有価証券の外部データを含めて、ALM委員会で協議し、経営陣へ報告を行うなど、リスク・コントロールに努めています。

債券については、その他有価証券について、日々の評価損益を把握しており、また、日次で10BPV(10ベース・ポイント・バリュー：金利が0.1%上昇した時の債券価格の下落額)、四半期で100BPV(100ベース・ポイント・バリュー：金利が1%上昇した時の債券価格の下落額)を管理しています。また、金利リスクを含む市場リスク管理として、日次でVaRにより市場リスク量が自己資本に与える影響を把握しています。

(金額単位：百万円)

銀行勘定の金利リスク(IRRBB)					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	1,173	907	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	586	559
3	スティープ化	1,117	916		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,173	916	586	559
8	自己資本の額	10,480		10,619	

- (注1) 金利リスク(ΔEVE)の算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。
(注2) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEに関する事項は以下のとおりです。
(1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.148年です。
(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
(3) 流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
(4) IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
(5) IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
(6) 内部モデルは使用していません。

(11) 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資金剰余金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	滋賀県信用組合	滋賀県信用組合	滋賀県信用組合	滋賀県信用組合	滋賀県信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資	非累積的永久優先出資	非累積的永久優先出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,855百万円	500百万円	1,125百万円	150百万円	5,091百万円 ^(※2)
償還期限	—	—	—	—	—
配当率 ^(※1)	0.50%	5年物 TONA スワップレート +0.059%+0.70%	5年物 TONA スワップレート +0.059%+0.70%	12か月日本円 TIBOR+1.50%	12か月日本円 TIBOR+0.80%
一定の事由の生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—	—	—	—

(※1) 本表における配当率とは、優先出資発行額に対する配当率です。

(※2) 5,091百万円のうち、4,500百万円は優先出資金、591百万円は資本準備金として計上しております。